

薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン【概要】

(日本薬剤師会・日本保険薬局協会・日本チェーンドラッグストア協会)

1. 順守事項 (主なポイント)

- (1) 薬局間の医療用医薬品（麻薬や覚せい剤原料など、譲受・譲渡もしくは取り引きにあたり特段の規制が求められている医薬品を除く）の譲受・譲渡にあたり、①薬局開設者、②薬局の管理者（管理薬剤師）、③薬局の薬剤師は、本ガイドラインを順守する。
- (2) 譲渡人は、譲受人に薬局開設許可証（写）の提供を求めるほか、医薬品の受取者に本人確認を行うなど、正確な情報を確認する。情報を確認できない場合には、医薬品の譲渡は行わない。
- (3) 医薬品、容器等の状態、直接の容器等の記載事項、添付文書等を確認し、(2)で確認した情報を含め、必要事項を書面へ記載する（下記「2. 記録事項」）。
- (4) 譲受人は、購入・受領する医薬品の管理状況等について疑念がある場合は、譲渡人における仕入れの経緯や医薬品管理状況等を確認する。
- (5) 医薬品の譲受・譲渡については、当該薬局の従事者が、対面により、譲渡人の薬局で行う。
- (6) 同一法人（開設者が同一）の薬局間の譲受・譲渡であっても、本ガイドラインを順守する（記録書面は双方で保存する）。

2. 記録事項

譲受人（購入・受領する薬局） が行うこと	譲渡人（販売・授与する薬局） が行うこと
<p>(1) 記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 医薬品に関する情報 <ol style="list-style-type: none"> ① 製造販売業者 ② 医薬品名 ③ 規格 ④ 数量 ⑤ 製造番号・記号 ⑥ 使用期限（有効期間） ➤ 譲受日、譲渡人に関する情報 <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 譲受年月日 ⑧ 薬局名 ⑨ 薬局の連絡先 ⑩ 医薬品を渡した者（担当薬剤師 または窓口対応者） <p>(2) 保存期間 : 記載の日から 3 年間</p>	<p>(1) 記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 医薬品に関する情報 <ol style="list-style-type: none"> ① 製造販売業者 ② 医薬品名 ③ 規格 ④ 数量 ⑤ 製造番号・記号 ⑥ 使用期限（有効期間） ➤ 譲渡日、譲受人に関する情報 <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 譲渡年月日 ⑧ 薬局名 ⑨ 薬局の連絡先 ⑩ 薬局開設許可番号 ⑪ 医薬品を受け取った者 <p>(2) 保存期間 : 記載の日から 3 年間</p>